

第 10 回石岡市農業委員会総会会議録

1 開催年月日 令和 7 年 4 月 10 日（木）

2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1 階 会議室

3 出席委員

1 番	水 谷 政 利	2 番	小 野 もと子	3 番	石 崎 吉 男
4 番	廣 瀬 栄	5 番	山 崎 美榮子	6 番	飯 村 伸 一
7 番	三 輪 正	8 番	高 橋 浩	9 番	萩 原 重 信
10 番	高 野 濟	11 番	山 口 和 明	12 番	栗 原 茂
13 番	本 図 孝	14 番	小 松 與 平		

4 欠席委員

5 事務局 事務局長 櫻 井 浩 司 課長補佐 大和田 誠
係 長 山 本 茂 輝

6 審議議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 4 号 非農地証明願の意見の決定について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等計画の決定
について

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第 3 号 制限除外の農地の移動届の報告について

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

7 会議の顚末

開 会 午後 2 時 30 分

議長）只今より、第 10 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 14 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、6 番飯村伸一委員、7 番三輪正委員の 2 名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、石崎委員、水谷委員、山口委員、高橋推進委員、小林推進委員、2 班、廣瀬委員、山崎委員、高野委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 3 名の兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 109 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っていませんが、所有権移転後に、麦や野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、2 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 4 名で約 24 ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。3 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3 番については、許可することに決定いたします。続いて、4 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 4 番について現地調査の結果をご報告いたします。借り受け人は、農業従事者 2 名の専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、ブドウを作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、4 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。4 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、４番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、４番については、許可することに決定いたします。続いて、５番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号５番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者２名で約１７５アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、野菜を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、５番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。５番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、５番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、５番については、許可することに決定いたします。続いて、６番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号６番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者３名で約３５４アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、譲受人が所有する栗畑に隣接しており、所有権移転後は、一体的に栗を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、６番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。６番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、６番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6 番については、許可することに決定いたします。続いて、7 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 7 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、7 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。7 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7 番については、許可することに決定いたします。続いて、8 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。8 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8 番については、許可することに決定いたします。続いて、9 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。9 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9 番については、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 10 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作

付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号 12番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の専業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、12番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、許可することに決定いたします。続いて、14番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号14番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、14番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14番については、許可することに決定いたします。続いて、15番ないし16番は、関連する案件ですので一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号15番ないし16番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の専業農家です。申請地を確認したところ、一部は耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、15番ないし16番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。15 番ないし 16 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、15 番ないし 16 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、15 番ないし 16 番については、許可することに決定いたします。続いて、17 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 17 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 30 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、17 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。17 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、17 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、17 番については、許可することに決定いたします。続いて、18 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 18 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 3 名で約 34 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、栗を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、18 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。18 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、18 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、18 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号の 18 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、住宅を建築した際に、農地法の許可を得ず、本申請地を宅地の一部として一体利用していたため、今般、是正するべく始末書を添付の上、申請に及んだものです。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 2 号の申請については、許可するものと決定いたしました。次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電設備用地に適した本申請地を転用したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備

設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）石崎委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、運送業を営んでおりますが、事業用車両を保管する駐車場と資材置場を増設し、事業拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、集落接続されており、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、市外のアパートに家族4人で暮らしておりますが、手狭なことと将来を考え、自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたし

ました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第3号の3件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第4号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第4号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、周囲も山林に囲まれているため、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第4号2番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木が生え、周囲は山林化しており、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご

審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第4号3番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠が繁茂し、周囲も同様の状況で、通作すら困難な状況であり、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、3番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第4号4番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木が生え、農地に復元するための条件整備が困難であるものと判断いたしました。よって、4番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、４番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、４番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、５番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第４号５番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠や雑木が繁茂し、農地に復元するための条件整備が困難であるものと判断いたしました。よって、５番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）水谷委員の報告が終わりました。審議願います。５番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、５番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、５番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、６番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第４号６番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として使用され、３３年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、６番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。６番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、６番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、６番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第４号の６件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議

題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第5号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第3号、制限除外の農地の移動届の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案お

よび報告については、すべて終了いたしました。これをもって、第 10 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 13 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 7 年 4 月 10 日

議事録署名人

議 長

6 番

7 番